

1 趣 旨

「富山県手話言語条例」（平成30年4月施行）の制定を機に、手話に対する県民の理解や普及の促進、手話を使用しやすい環境の整備を図るもの。

2 事業概要

（1）富山県手話言語条例制定記念フォーラムの開催

条例の理念や手話の普及等を図るため、手話に関する講演やパネルディスカッション等を実施する（9月1日（土）開催で調整中）。

あわせて、普及啓発パンフレットを作成し、広く県民や関係機関等に配布する。

（2）手話通訳者の県庁内への設置

県主催行事や聴覚障害者の来庁時の手話通訳、民間団体・企業等への手話の普及等を行うため、新たに県庁内に手話通訳者を設置する。

（3）遠隔手話通訳サービスの開始

聴覚障害者が気軽にコミュニケーションをとることができるよう、新たに、インターネットを介して手話通訳サービスを提供する体制を構築する。

＜遠隔手話通訳サービス(イメージ)＞



（4）手話サークル等の活動支援

県民が気軽に手話について理解したり体験する機会を増やすため、新たに県内の手話サークル等が手話の普及活動を行う際の費用の一部を補助する。

（5）手話通訳試験受験料等の助成

県内の手話通訳者が増加するよう、新たに手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料等の半額を助成する。

（6）富山県手話施策推進協議会の開催

条例の規定に基づき、新たに当事者団体等からなる協議会を設置し、手話施策の現状や方向性等に係る意見聴取や協議等を行う。

3 予算額

7, 200千円